平成２３年（フ）第２０２号
長崎県佐世保市瀬戸越４丁目1319番地３202号
債務者　直江　愛子
1　決定年月日時　平成23年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月30日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第３０２号
愛知県岡崎市福岡町字久後32番地10、従前の住所東京都北区東十条１丁目８番15号　桜コーポ101号
債務者　ペガサス・フォトサービスこと　石坂　峰一
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月26日午後１時40分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第１２７号
長崎県佐世保市吉井町立石220番地１
債務者　井手　哲也
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月７日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第２０４号
長崎県東彼杵郡波佐見町皿山郷734番地
債務者　岩永　直博
1　決定年月日時　平成23年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月７日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第７４号
岡山県津山市籾保370番地５
債務者　高瀬　　洋
1　決定年月日時　平成23年８月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月14日午後１時30分
岡山地方裁判所津山支部

平成２３年（フ）第９７号
岡山県美作市山手127番地　美作市営住宅山手団地Ｃ２号
債務者　岡部　　彰
1　決定年月日時　平成23年８月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月14日午後１時30分
岡山地方裁判所津山支部

平成２３年（フ）第１１０号
岡山県津山市津山口63番地７
債務者　見満　雅人
1　決定年月日時　平成23年８月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月14日午後１時30分
岡山地方裁判所津山支部

破産手続廃止

平成２３年（フ）第７００７号
埼玉県さいたま市北区宮原町１丁目577
破産者　松尾由起子
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７１１１号
千葉県船橋市宮本２丁目８－８－301
破産者　永作勝俊こと　三橋　勝俊
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７１１８号
東京都西東京市下保谷２丁目７－31－107、住民票上の住所東京都練馬区豊玉北１丁目26－７－304　Ａ号室
破産者　渡邉　　明
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７１５７号
埼玉県春日部市小渕1356　ドゥ・シャトーブラン３番館204
破産者　中村　澄子
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７１８２号
東京都品川区東品川３丁目８－８－2801
破産者　長嶋　直樹
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７１９６号
東京都葛飾区東四つ木２丁目８－12－410
破産者　岩田　三男
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７２１１号
神奈川県鎌倉市植木625　サン植木２－103
破産者　鈴木あさみ
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７２３３号
東京都東大和市高木３丁目291－１
破産者　大河内　誠
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７２５７号
東京都杉並区上井草４丁目17－２－106
破産者　高見　俊明
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７２５８号
東京都北区田端４丁目７－２－201
破産者　杉崎　隆一
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部